

広島高等裁判所平成28年（行ケ）第3号選挙無効請求事件

判決要旨

【主文】

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

【事案の概要】

本件は、平成28年7月10日に施行された参議院議員通常選挙について、広島県選挙区及び山口県選挙区の選挙人である原告らが、公職選挙法に定める参議院議員定数配分規定が人口比例に基づいておらず憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された同選挙も無効であるとして提起した選挙無効訴訟である。

【理由の要旨】

1 判断枠組み

憲法は、投票価値の平等を要求していると解されるが、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえないが、投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

2 投票価値の著しい不平等状態が生じていたか否か。

投票価値の平等は、選挙権が適正に機能するための極めて重要なものであること、制度や社会状況の変化の中で、投票価値の平等がこれまで以上に要請されて

きていること、参議院と同質的な選挙制度になってきている衆議院については、選挙区間の人口較差が2倍未満となることを基本とする旨の区割りの基準が定められていることに照らすと、本件選挙の際の1対3.08という較差は、大きな較差といわざるを得ない。しかも、最高裁大法廷判決において、都道府県を選挙区の単位として各選挙区の定数を定める仕組み自体を見直すことの必要性が繰り返し指摘されてきたにもかかわらず、平成27年改正法は、都道府県を選挙区の単位として各選挙区の定数を定める仕組みを基本的に維持しながら、4県について2合区を実施するという修正を行ったにすぎず、その結果上記の較差を残したのであって、最高裁大法廷の上記指摘に応えたものとはいえない。そして、上記の投票価値の較差を許容する根拠があるとも認められない。

以上によれば、本件選挙当時の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、憲法が要求する投票価値の平等の重要性に照らして看過し得ない程度に達しており、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったというべきである。

4 本件選挙までの期間内に本件定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるか否か。

国会において、参議院議員の選挙における投票価値の不均衡について、それが違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っている旨認識し得たのは、平成24年大法廷判決の言渡しがされた平成24年10月17日の時点からであったというべきであり、本件選挙が施行された平成28年7月10日までの間に3年8か月以上の期間が経過したのであるが、選挙制度の仕組み自体の見直しについては、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が求められ、事柄の性質上、課題も多く、その検討、協議、意見集約、具体的な改正案の立案等に相応の時間を要するのもやむを得ない面がある。もちろん、高度に政治的な判断をする困難な作業であるとしても、いつまでも改革案をまとめられないまま推移することは許されないとところであるが、平成27年改正法は、投票価値の平等の実

現のためには内容が不十分であるといわざるを得ないものの、参議院創設以来初めて合区を導入し、平成22年実施の国勢調査による人口に基づく選挙区間の最大較差を1対2.97まで減少させ、附則において、「平成31年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする。」との規定を設けているのであって、国会において、平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決の趣旨に沿った方向での選挙制度の見直しに向けた取組が行われている。以上の諸事情を総合勘案すると、上記の国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた国会の裁量権の行使の在り方として不相当なものであったと断することはできない。

したがって、国会が本件選挙までの間に本件定数配分規定を改正しなかったことは、いまだ国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということはできない。

以上